

池田市広報誌発行業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 目的

池田市が発行する「広報いけだ」(以下「広報誌」という。)に関し、市民がより一層読みたくなる分かりやすい広報誌を効率的に発行することにより、市民が必要とする市政情報を適切に提供することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 池田市広報誌発行業務
- (2) 履行期間 令和6年4月1日(予定)から令和7年3月31日まで
(令和6年5月号～令和7年4月号、全12回)
- (3) 業務内容 広報誌の企画、編集、校正、印刷およびこれらに係る付帯業務
(「池田市広報誌発行業務仕様書」のとおり)
- (4) 提案金額 上限は37,653,000円
(全12回分総額、消費税および地方消費税を含む)

3 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たす者が応募できます。

- (1) 国税および地方税を滞納していないこと
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の許可が決定された者または再生計画の許可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団または暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結していないこと
- (6) 公募の開始の日から受託候補者決定の日までの期間に、池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (7) 他市町村の広報誌または、継続的に5万部程度以上発行する情報誌の作成実績を有していること
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (9) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき、個人情報を適正に保護・管理できる体制が整備されていること

と

4 日程（いずれも令和5年から令和6年）

公募の開始	12月22日（金）
質問事項の締切	1月4日（木）
質問事項の回答	1月10日（水）
参加表明書等の提出期限	1月19日（金）
提案書類の提出期限	1月26日（金）
審査日（プレゼンテーション）	2月5日（月）～9日（金）（予定） ※
結果公表	2月中旬（予定）

※ 提案者が4者以上となった場合、書類による第1次審査を実施し、第2次審査（プレゼンテーション）に進む提案者を選定します。
（プレゼンテーションの実施に当たっては、対象となる提案者に、日時と場所を別途連絡します。）

5 提出書類（様式は全て市ホームページからダウンロード）

令和5・6年度池田市入札参加資格登録事業者名簿に登録されている場合は（1）～（8）、令和5・6年度池田市入札参加資格登録事業者名簿に登録されていない場合は（1）～（9）を提出すること。

- （1）参加表明書（様式1）
- （2）主要業務実績、同種・類似業務実績（様式2）
- （3）協力事業者（様式3）
- （4）実施体制（様式4）
- （5）企画提案書（様式5）
- （6）サンプル誌（様式なし）

広報誌令和5年9月号の表紙、特集（P2～5）、トピックス（P7～8）、目次（P9）、お知らせ（P14～17）、アゼリアイベントインフォメーション（P41）の掲載文と写真を使用して、独自に再度編集したもの（著しく原稿内容とイメージが異なる写真でなければ他の写真も使用可、レイアウトについて順番の変更可）

- （7）令和6年5月号の業務スケジュール（様式なし）

※別途現行と異なるレイアウト案がある場合は合わせて提出してください。また、プレゼンテーション時に別途資料の提出は可能です。

- （8）参考見積書（様式なし）
- （9）商業登記及び税金の未納がない等を証明する書類（別表）

6 提出書類に関する注意事項

提出書類の内容については以下の点に注意してください。

- （1）様式が指定されているものは様式（1～5）を使用して作成してください。

- (2) 用紙の大きさはA4判縦またはA3判横(片袖折り)としてください。
- (3) 企画提案書に関し、SDGsやカーボンニュートラルに寄与するもの
があれば、それを盛り込んだことが分かるようにしてください。
- (4) サンプル誌は下記に留意し作成してください。
 - ・市民の誰もが読みたくなる分かりやすいもの
 - ・業務を受注した際に継続的に発行が可能であるもの
 - ・自社の経験やノウハウを生かしたもの
- (5) 参考見積書は、業務期間における総額を明示するとともに、見積根拠
を示した内訳書を添付してください。

7 質問の受け付けおよび回答

- (1) 受付期限 令和6年1月4日(木)午後5時
- (2) 提出方法 質問書(様式あり)により電子メールで下記メールアドレス宛
に提出してください。メールの送信後、電話で受信の確認をお
願いします(12月29日(金)~1月3日(水)は市役所休
業日のため、電話対応できません)。
E-mail: koho@city.ikeda.osaka.jp
電 話: 072-754-6202
- (3) 回答方法 令和6年1月10日(水)に市ホームページで回答

8 参加表明書などの提出

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、上記5の(1)および(2)を
提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

- (1) 提出期限 令和6年1月19日(金)午後5時
- (2) 提出方法 持参または郵送(期限必着)
- (3) 提出場所 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市 総合政策部 広報広聴課(市役所3階)

9 企画提案書などの提出

参加予定者は、上記5の(3)(4)(5)(6)(7)および(8)を提出して
ください。また令和5・6年度池田市入札参加資格登録事業者名簿に登録されて
いない場合は、加えて(9)を提出してください。

- (1) 提出部数 8部(正本1部、副本7部とし、副本は内容が判別できるよう
にしてください)。
※(9)については各種1部の提出とします。
- (2) 受付期間 令和6年1月19日(金)~1月26日(金)の午前9時~午
後5時(土曜日・日曜日を除く)
- (3) 提出方法 持参または郵送(期限必着)
- (4) 提出場所 上記8の提出場所と同じ

10 選定など

- (1) 池田市広報誌発行業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」といいます。）による審査のうえ選定します。
- (2) 選定方法
企画提案書提出後、プレゼンテーション審査を行う。審査会において、企画提案書およびサンプル誌に基づくプレゼンテーションの審査を行い、プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度とする。プロジェクター・スクリーンは市が用意し、操作用パソコン等は持ち込み可能とする。プレゼンテーションは本業務に携わる担当者が行うものとする。
- (3) 選定に当たっての審査項目は次のとおりです（合計100点）
 - ① 企画力・デザイン力 （60点）
 - ② 費用 （20点）
 - ③ 実施体制 （10点）
 - ④ 業務実績 （10点）
- (4) 最高得点を得た提案者を受託候補者とし、次に得点が高い提案者を次点とします。ただし、最高得点が、審査会で定める基準点に満たない場合はこの限りではありません。
- (5) 提案者が1者の場合であっても審査は行います（得点に関する取り扱いは（3）と同様）。
- (6) 提案者への審査結果は書面により通知します。
- (7) 選定結果は、市ホームページで公表します。

11 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3の応募資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案に当たり著しい信義に反する行為などにより、審査会が失格であると認めた場合
- (5) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (6) 見積額が前記2の（4）の額を超えた場合

12 プロポーザルの中止等

市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

1.3 契約手続について

- (1) 受託候補者と市との間で協議を行い、契約を締結します。また、令和7年度以降について、契約を更新する可能性があります。ただし、本プロポーザルに係る業務について予算が成立しなかった場合には、当該業務の契約を締結することはできません。
- (2) 受託候補者の提案については、選定後に市と詳細について協議します。その際、内容、金額について変更が生じる場合があります。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の修正または変更、返却には応じません。
- (3) 提出書類は、日本語を用い、通貨は日本円とします。
- (4) 提出書類は提案者に無断で本プロポーザルに関する以外には使用しません。
- (5) 選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類については、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき提出書類を公開する場合があります。

1.5 問い合わせ先

池田市 総合政策部 広報広聴課
電話：072-754-6202
FAX：072-753-2757
E-mail：koho@city.ikeda.osaka.jp